

1. 学部生の経過措置

2019 年度以前に医学部・薬学部薬学科へ入学した者のうち、高等教育の修学支援制度の対象外(停止中を含む)又は第Ⅲ区分の者

2. 被災該当 被災により**家屋損壊の被害を受けた者** (上記1に該当しない者で、高等教育の修学支援制度の対象外(停止中を含む)の者)、

提出期限: 4月15日(月)

令和6年度<前期>授業料納付猶予願

公立大学法人名古屋市立大学理事長様

令和 年 月 日

学部		学科		学籍番号	
学年	年 (令和6年4月現在)		氏名(署名) 印字不可・自筆		

私は、国の高等教育の修学支援制度の対象外(停止中を含む)又は第Ⅲ区分に該当し、経済的事情により授業料の納付が困難で、次の要件を満たしているため、**令和6年度<前期>** 授業料減免申請を予定していますので、前期授業料の納付を猶予していただくようお願いします。

授業料減免申請期間になりましたら、速やかに申請書類一式について提出します。また、授業料減免の決定内容により授業料納付の必要が生じた場合には、期限までに納付します。

経過措置及び家屋損壊による授業料減免の要件

要件を満たす場合は()内へ必要事項を記入し、チェック欄に○印を付ける(①②には単位数を記入すること)		チェック欄
④ 国の高等教育の修学支援制度の対象外又は第Ⅲ区分である確認 ※この枠内にチェックができない方は、申請できません	(1) 大学等への入学時期等に係る基準に該当しないため、対象とならない。 ※高校等を卒業後2年の期間を超えて入学が認められて進学した場合など 高校の卒業(大学検定合格)年: 平成 年 月	
	(2) 修学年限で卒業できないことが確定しているため、対象とならない。 ※学業による留年などの場合が該当し、休学により在学期間が延長した場合は該当しない。(年度に留年)	
	(3) 令和5(2023)年度 までの修得単位数が標準単位数未満である 又は過去に2年度連続して「警告」を受けたため、対象とならない。 ※標準単位数=卒業必要単位数-修業年限年数×前年度の学年 (成績要件3を参照) ※「災害、傷病、その他やむを得ない事由がある」と認められる場合は、国の高等教育修学支援制度に該当する可能性があるため、その場合は学生課学生支援係に相談してください。	
	(4) 家計に係る基準(収入基準・資産基準)に該当しないため、対象とならない又は停止中である。 ※申請時には、家計に係る基準に該当しないことを確認するため、課税証明書などの書類を提出していただきます。万が一、家計に係る基準を満たし、かつ、上記(1)~(3)のいずれにも該当せず、国の高等教育の修学支援制度の対象となりえたことが確認できた場合は、経過措置による授業料減免は対象とならず、授業料減免は受けられません。十分に確認のうえ、この願を提出してください。	
	(5) 第Ⅲ区分に認定されており、本学独自制度で全額免除となる可能性がある。 2020年度以降の入学者はチェック不可	
①成績要件1	(1) 今年度、成績不振による留年はしていない(前年度と同じ学年ではない)。 (2) 申請直前1年以内に「1年未満」又は「年度をまたぐ1年(10月~9月)」の休学をしていない。 ※④の(1)~(4)に該当せず、休学により在学期間が延長となった者は「国の高等教育の修学支援制度」に申請すること	
②成績要件2 (医学部生を除く)	(1) 令和5(2023)年度 に修得した単位数のうち、「秀」「優」「良」「可」で評価される単位数に占める「秀」「優」「良」の単位数の合計①が、3分の2以上である (以下の①が 0.67 以上) (2) 「住民税非課税世帯若しくは生活保護法による被保護世帯に属する者」、「授業料納期限6カ月以内に生計維持者が死亡・長期療養・失業若しくは事業の倒産した者」、「風水害等により本人及び生計維持者の家屋が損壊した者」で、上記(1)の①について2分の1以上である ※この要件に該当する者は、必ず事前に学生課学生支援係まで相談すること	
②-2 成績要件2の確認	令和5(2023)年度 中に修得した「秀」「優」「良」の単位数の合計 (単位) 令和5(2023)年度 中に修得した単位数「秀」「優」「良」「可」の合計(単位) = ※「成績通知書」(必ず学務情報システムからプリントアウトを添付<両面印刷可>	① (0.67未満の者は申請不可)
③成績要件3 (医学部生を除く)	入学後から令和5(2023)年度末 までの累積(合計)修得単位数(認定・合格を含む)が、以下の単位数以上を修得している(非課税世帯等の者は以下の単位数の2分の1以上を修得している)	
※成績要件1~3を満たしていない者は申請できません	・薬学部薬学科(2017年度以前入学) …(学年-1)×31単位 ・薬学部薬学科(2018-2019入学):2年次32、3年次64、4年次95、5年次127、6年次159 ・薬学部薬学科(2020以降入学):2年次32、3年次63、4年次94、5年次126、6年次157	②累積修得単位数
④被災の確認	授業料納期6か月前以内に風水害により家屋が被災した *「1. 学部生の経過措置」に該当しない者は、この欄にチェックができない場合、申請不可	
⑤その他の確認	国籍は日本以外(国名:)であるが、在留資格は「留学」ではない。 ※日本国籍の者はチェック欄に斜線を引く。在留資格が「留学」の場合は「留学生」として申請すること。	

* 成績要件欄2~3は、単位取得科目数ではなく取得単位数で計算し端数は切り捨てる(四捨五入しない)こと

* 医学部2年生以上は成績要件欄2~3への記入が不要のため、チェック欄に斜線を引くこと

* この用紙は授業料の引落しを猶予する書類です。必ず6月の受付期間中に必要書類を揃えて授業料減免を申請すること